

収納率報奨金及び違約金算出方法

- ・収納率報奨金及び違約金の算出については、下記の算式によるものとする。
- ・収納率報奨金及び違約金の対象は、水道料金及び下水道使用料とする。
- ・収納率報奨金及び違約金は、千円未満を切り捨てるものとする。
- ・収納率は、当該年度に収納した水道料金を当該年度調定額で除し得た結果に100を乗じて得た率の小数点以下第3位を四捨五入したものとする。
- ・予定収納率は、必要に応じ甲乙協議の上見直すことができる。
- ・収納率の算定については、特別の事情がある場合は甲乙協議の上決定する。

$$\text{現年度調定額} \times (\text{予定収納率} - \text{現年度収納率}) \times 1/20 = \text{収納率報奨金及び違約金}$$

現年度調定額	当該年度3月31日現在の水道料金調定額及び下水道使用料調定額 ただし、令和13年度については、令和13年4月期から令和13年9月期までの9月30日現在の水道料金調定額及び下水道使用料調定額とする。
予定収納率(%)	水道料金・下水道使用料とも99.5%
現年度収納率(%)	翌年度5月31日現在の水道料金収納率及び下水道使用料収納率 ただし、令和13年度については、令和13年4月期から令和13年9月期までの11月30日現在の水道料金収納率及び下水道使用料収納率とする。

* 現年度収納率において、基準日が休業日の場合は翌営業日とする。

参考 過去の収納率

令和6年度	水道料金	99.94%	下水道使用料	99.90%
令和5年度	水道料金	99.85%	下水道使用料	99.91%
令和4年度	水道料金	99.93%	下水道使用料	99.92%